○東北地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
福島県岩瀬郡鏡石町久来石六一七番一から同町岡ノ内四二八番まで	前	一四・三〇～六五・五〇メートル	
	後	三一・八〇～一一〇・五〇メートル	
	前	二・二九七キロメートル	
	後	二・二九七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 路線名　四号

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内三五九番から同町岡ノ内三八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	一四・三〇～六五・五〇メートル	
	後	二・二九七キロメートル	

(三) 供用開始の期日　平成二十五年二月八日

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日　東北地方整備局長　森北　佳昭

(一) 路線名　四号

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
栃木県河内郡上三川町大字上三川字笹塚原四一七一番から同町大字上三川字笹塚原四一九四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	二一・〇〇～五七・〇〇メートル	
	後	二一・〇〇～五七・〇〇メートル	
	前	一四・〇二〇キロメートル	
	後	一四・〇二〇キロメートル	

(三) 供用開始の期日　平成二十五年二月八日

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
草加市新善町字甚蔵一五五番一地先から春日部市水角字古川一二六番一まで	前	A 二一・〇〇～五七・〇〇メートル	
		B ○・〇〇～一二四・四〇	
	後	A 二一・〇〇～五七・〇〇メートル	
		B・C 一一・二六～一二四・四〇	
	前	一四・〇二〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	六・〇二一	
	前	一四・〇二〇キロメートル	
	後	六・五二一	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
深谷市大字西田字本地一三番一から埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場二七七二番一まで	前	A 九・九〇～六一・九五メートル	
		B 九・九〇～六一・九五メートル	
	後	A 一一・一四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B ○・〇〇～二三七・四一キロメートル	
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場二七七二番一から高崎市新町字町南一六五七番五まで	前	一四・四〇～一七・九三メートル	
	後	三三・六四～八一・八七メートル	
	前	○・六三七キロメートル	
	後	○・六三七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
桶川市大字加納字峯四九六番八から同市大字加納字笹原一一二〇番九まで	前	三四・三〇～三三四・〇〇メートル	
	後	四六・四〇～三四九・〇〇メートル	
	前	○・五八〇キロメートル	
	後	○・五八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 路線名　四百六十八号

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
桶川市大字上日出谷字殿山七七三番一から北本市大字石戸下字二ツ家下耕地二五二番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	三四・三〇～三三四・〇〇メートル	
	後	四六・四〇～三四九・〇〇メートル	
	前	○・五八〇キロメートル	
	後	○・五八〇キロメートル	

(三) 供用開始の期日　平成二十五年二月八日

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十二号